



TJ Prannarai COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 37 (2014年1月23日発行)

皆様こんにちは。本年最初の“タイ国法律改定情報”は「危険有害化学物質に関する業務における安全、衛生及び環境面での管理、取扱い及び実施基準規定」をお送り致します。総ページ数が10ページに及ぶため、第2章までのご紹介となっておりますのでご了承下さい。

2013年

省令

(กฎกระทรวง ค็อกคลาสワン)

危険有害化学物質に関する業務における安全、衛生及び環境面での 管理、取扱い及び実施基準規定

(กำหนดมาตรฐานในการบริหาร จัดการ และดำเนินการด้านความปลอดภัย อาชีวอนามัย

และสภาพแวดล้อมในการทำงานเกี่ยวกับสารเคมีอันตราย)

カムノツマートラターンナイカーンポリハーシ ジャッカーシ レ ダムヌーンカーシ ダークワームプロツパイ
アーチワアナーマイシ レ サパープウェ็ทROOM ナイカーンตามการ์シ キヤウคัพซาร์นเคะมีแอนตาราย)

「2011年業務安全・衛生・環境法」の第5条(1)及び第8条(1)に基づき労働大臣は、以下のとおり省令を公布する。当該法令は、個人の権利及び自由を制限する条項を含むが、タイ王国憲法第29条、第33条、第41条、第43条にて、法律の権限により制限することができると規定されている。

第1項 本省令においては、以下と定義する。

「危険有害化学物質」とは、局長が告示した名称リストに基づく分子、化合物又は混合物を意味する。固体、液体又は気体の形態であり、繊維、粉塵、ミスト、蒸気又はヒュームの形状のいずれかであるかは問わない。以下のいずれか又は複数の性質を有しているものとする。

- (1) 有毒である、腐食する、刺激するなどの作用により、アレルギー、がん、遺伝子の変異を引き起こす、胎児や健康衛生に悪影響を与える、もしくは死亡させる可能性がある。
- (2) 激しい化学反応を引き起こす、酸素量を増加させる又は引火性の物質で、爆発又は火災を発生させる恐れがある。

「危険有害化学物質濃度限度」とは、作業環境中の危険有害化学物質濃度レベルの規定値を意味する。良好な健康状態にある被雇用者が、健康に支障をきたすことなく毎日の労働時間において接触したり体内に取り込める限度である。

「危険有害科学物質に関する作業」とは、被雇用者が危険有害化学物質を取り扱う可能性のある作業を意味する。危険有害化学物質の生産、ラベル添付、包装、移動、換気、移送、輸送、使用済み危険有害化学物質の廃棄、破壊、保管等である。また、道具、用具及び危険有害化学物質容器の保守、修繕及び清掃も含む。

「生産」とは、製造、混合、調整、調合、変形、転換を意味し、並びに梱包及び個包装も含む。

「所有」とは、販売、輸送、使用又はその他を目的とし自身又は他者のために持っていることを意味する。所有エリアに放置していること又は存在していることも含む。

「ガス」とは、量又は形状の確定しない気体を意味する。圧力を加えたり温度を下げたりすることにより拡散したり、液体や固体へ変化したりすることが可能である。

「繊維」とは、糸のように細長い形状をした物質で、鉱物、植物、動物又は合成繊維によりできているものを意味する。

「粉塵」とは、固体の粒子で空気中に拡散したり浮遊したりできるものをいう。

「ミスト」とは、液体の粒子で空気中に浮遊できるものをいう。

「蒸気」とは、通常の状態では液体又は固体から発生するガスを意味する。

「ヒューム」とは、蒸気の凝集により発生した固体の粒子を意味し、空気中に浮遊できるものをいう。

第1章 危険有害化学物質の安全データ

- 第2項 危険有害化学物質を所有している雇用者は、危険有害化学物質取得日より7日以内に、局長規定様式に基づき当該物質の名称リスト及びその安全データ詳細を作成し、局長又は局長より委任を受けた者に通知すること。
- 雇用者は、毎年1月に、所有している危険有害化学物質のリスト及びその安全データ詳細を、局長又は局長より委任を受けた者に通知すること。
- 第3項 雇用者は、被雇用者に対し、雇用者が所有する危険有害化学物質の安全データ、関連の手引き、ラベル、表示又は資料に表示されている内容及び各種マーク、並びに本省令の規定に基づく各種データについて通知及び説明して理解させること。
- 第4項 雇用者は、危険有害化学物質に関する作業に従事する被雇用者に対し、正確で安全な作業方法を周知、理解させ、被雇用者に当該方法を順守させるための管理規準を設定すること。その場合、雇用者は危険有害化学物質に関する作業指針及び手順についての手引きを作成し、危険防止、ラベルの記載内容及び危険有害物質の安全データ文書に関する助言を与えること。
- 第5項 被雇用者は、雇用者が第4項に基づき作成した作業手引きに従い、正確且つ安全な作業方法を実施すること。危険有害化学物質に関する緊急事態が発生した場合、被雇用者は、事態を軽減し、直ちにリーダーに通知すること。

第2章 ラベル及び表示

- 第6項 雇用者は、危険有害化学物質の包装材、容器又は梱包材の上に、タイ語で、適切な視認できる大きさで表示されたはがれにくいラベルを添付すること。当該ラベルには、少なくとも以下の項目に関する詳細を記載すること。
- (1) 製品名 (Product name)
 - (2) 危険有害化学物質名 (Hazardous substances)
 - (3) ピクトグラム (Pictograms)
 - (4) シグナルワード (Signal words)

(5) 危険内容 (Hazard statement)

(6) 危険防止のための注意事項及び処置 (Precautionary statement)

危険有害化学物質の包装材、容器又は梱包材のサイズ又は形状により、第1号に基づきラベルを貼付できない場合、雇用者は、当該物質に関する作業場所において、被雇用者が第1号に基づく危険有害化学物質の詳細を確認できるよう効果的な対策を講じること。

第7項 雇用者は、被雇用者の作業場所に、危険有害化学物質に関する作業上の禁止事項、実施事項又は警告の表示を、明確に視認できるよう設置すること。

第8項 局長が特別管理を要する危険有害化学物質を告示した場合、雇用者は、当該危険有害物質により発生しうる危険の内容及びその防止策について通達を掲示する又は掲示を設置すること。

第9項 雇用者は、危険有害化学物質に関する作業場所、当該物質保管場所又は当該物質輸送車両内部に、明確に視認できる大きさの文字で「喫煙、飲食、調理又は食品の保管を禁ずる。」との内容を記載した通達を掲示又は掲示を設置すること。また、当該禁止事業を厳守させるよう管理すること。

(以下、本文省略。章のタイトルのみ記載。全文をご入用の方はお申し出下さい。)

(総ページ数 10 ページ。料金:2,000THB+Vat)

第3章 安全保護

第4章 危険有害化学物質の保管、充填及び換気

第5章 移送、移動又は輸送

第6章 取扱い及び廃棄

第7章 危険有害化学物質の濃度レベル

第8章 健康衛生管理

第9章 緊急事態発生時の管理及び対応

第10章 雑則

2013年10月22日告示

労働大臣

警察大尉チャルム・ユームムルン

翻訳者: 高野 香 (TJ Prannarai Communication)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2014年2月20日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいトピック、知りたい情報などございましたら
ご連絡頂けましたら幸いです。

【発行元】 TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

日系企業様から厚い信頼を集める通訳・翻訳サービス

★通訳サービス: 半日から対応が可能です。

日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

★翻訳サービス: EmailもしくはFAXにて翻訳原稿をご送付頂ければ、無料にてお見積もりいたします。さまざまなご要望にお応えできますので、お気軽にご相談ください。

翻訳・通訳派遣のご用命はTJPへ